

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第1号

滋賀県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年1月26日滋賀県指令自振第4号）
第11条第3項の規定により、滋賀県後期高齢者医療広域連合長の選挙の投票場所
については、次のとおりとする。

令和5年2月13日

滋賀県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会
委員長 北井 征 暁

記

選挙の投票場所	滋賀県後期高齢者医療広域連合事務所 (滋賀県大津市京町四丁目3番28号)
---------	---